

人・農地プラン(地域農業マスター プラン)は 地域農業の“未来の設計図”



町では、厳しい農業経営の状況を踏まえて、地域の農業が抱える高齢化や後継者不足といった「人」の問題と、耕作放棄地の増加といった「農地」の問題について、皆さんの集落・地域で、じっくり話し合って、将来どんなふうに地域農業を担っていくのかなどについて、考えてみませんか。現在町内の4地域において人・農地プランが作成され町へ提出後、プランの決定に至ります。

人・農地プランは平成25年度までに作成が必要となります。

◆地域農業の将来をみんなで考える◆

「人・農地プラン」とは、集落・地域ごとの話し合いによって、次のことをまとめたもので、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

- ①今後の中心となる農家（個人・法人・営農組合）は誰か
- ②中心となる農家へどうやって農地を集めるか
- ③中心となる農家とそれ以外の農家（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方をどうするのか

※プランの作成は集落ごとでも、複数の集落にまたがっていても構いません。



～「人・農地プラン」を作成すると、次のようなメリットがあります～

1 新規就農者への支援(青年就農給付金(経営開始型))

自ら独立して農業を開始する人に対し、農業を始めて間もない時期(経営が安定するまで最長5年間)に給付金として、150万円(年間)を支援します。対象者は、次の要件をすべて満たす人です。

- ①原則として45歳未満で独立・自営就農する人
- ②「人・農地プラン」に位置づけられている人(見込みも可)
- ③就農後の所得(本給付金以外)が250万円未満の人

2 農地を貸し出す農家に対する支援(農地集積協力金)

「人・農地プラン」に位置づけられた農家に、農地を貸し出して、経営規模の拡大を後押しする農家を支援します。対象者は、農業者戸別所得補償制度の加入者で、農地利用集積円滑化団体へ10年以上白紙委任(農地を貸し付ける相手を指定しない委任契約)をする人です。

- ①経営転換協力金

高齢などで農業をやめる場合など、耕作している農地のすべてを貸し出す農家に次のとおり、農地面積に応じて支援します。

- ②分散錯さくほ圃解消協力金

農地の連担化に協力する人に、農地面積に応じて10a当たり5千円を支援します。

農地面積	金額
0.5ha以下	30万円／戸
0.5ha超～2.0ha以下	50万円／戸
2.0ha超	70万円／戸

3 農地を借りる農家(受け手)に対する支援(規模拡大加算)

農業者所得補償制度の加入者が、農地利用集積円滑化事業により、農地を面的集積(連坦化)するため、新たに利用権設定(6年以上)をした面積に応じて、受け手に10a当たり2万円を支援します。

※「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件(連坦化)が緩和されます。

※「人・農地プラン」の変更

一旦プランを作成しても、隨時見直すことができます。最初から完全なプランにする必要はありません。必要な部分から始めて、順次拡大していくこともできます。

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先 産業観光課 電話 54-2987 FAX 54-3662